

○総務省令第五十七号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第十九条第八項の規定に基づき、及び同法を実施するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月十四日

総務大臣 松本 剛明

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則（平成二十七年総務省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第三条 法第十九条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下この条において「機構」という。)は、当該書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第三条 法第十九条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下この条において「機構」という。)は、当該書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。